令和元年度 第7回あさぎり町農業委員会総会議事録							
招集年月日	令和元年10月10日 (木)						
招集の場所 あさぎり町役場 2 F 大会議室							
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年10月10日	午後1時30分 会		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和元年10月10日	午後2時0	)5分 🕏	会 長	杉下 和治	
	議 席 号	氏 名	出欠等の 別	議 席 号	氏	名	出欠等の 別
	1	深松 守	0	1 4	的射	場洋一	0
応 (不応) 招委員	2	橋口 丈一	0	1 5	石山	孝史郎	0
及び出席並びに	3	中村 金一	×	16	落合	武士	0
欠席委員	4	村田新一	0	17	井手	久美子	$\circ$
	5	吉田 利明	$\bigcirc$	18	廣瀬	孝喜	0
  出 席 24名	6	城本 康志	0	1 9	樅木	徹郎	0
   欠 席 2名	7	藤本 勇二	0	2 0	濱田	定武	0
○(出席)	8	松本 廣幸	0	2 1	宮原	( 久子	0
× (欠席)	9	上野 勇一郎	0	2 2	福永	:高嗣	0
	10	恒松 純生	×	2 3	林田	樫臣	0
, , ,	1 1	豊永 安茂	0	2 4	平川	月	0
	1 2	田崎 洋一郎	0	2 5	重信	洋一	0
	13	多田 喜一郎	0	2 6	杉下	和治	0
議事録署名委員	1 2番	野 田崎 洋一郎	13番	多田	喜一郎		
出 席 し た 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記						
議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画(第10回)の決定について							

### 開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) それでは、総会を開会していきたいと思います。御起立願います。礼。 ただいまから、令和元年度第7回総会を開会いたします。初めに杉下会長より、御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。実りの秋を迎えておりますけれども、稲のほうがですね、8月の台風とか長雨、それからウンカの大発生によってですね、収量が極めて少ない状態ということを、農家から聞いております。共済の方にもですね、お力添えを戴いて、どうにか来年に向けての意欲が感じ取らればいいなと感じております。本日はよろしくお願いします。本日はですね、3番委員の中村金一委員より欠席届が出ております。10番委員の恒松純生委員が、子牛出産のため、ちょっと遅れて来るという報告を受けております。出席委員は26名中24名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

# 日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、12番田崎洋一郎委員、13番多田喜一郎委員を指名いたします。

# 日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい、それでは報告いたします。資料2ページ左側をごらんください。今回は、5件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号57番から58番が、農地中間管理事業貸し付けのため。申請番号59番から60番が第三者貸し付けのため。申請番号61番が、農地法第5条申請のためとなっております。以上で報告終わります。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。ただいま報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

## 日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、すいません。資料追加でですね1枚紙を配っておりますが、今朝の現地調査票の一覧表に、これから説明します許可不要届の分が抜けておりましたので差し込んでおります。それともう1枚、色刷りの青と赤とかの図面ですね、これがこれから説明いたします携帯電波塔の図面になりますので、ご覧になりながら総会資料とあわせて、見て頂きたいと思います。それでは、報告第2号、許可不要転用届ということで、今回許可不要転用届1件について報告をいたします。総会の資料の方は、3ページから4ページになります。申請番号1番については、県外の法人で地目・現況は田。面積は2,364㎡のうち28.0㎡。内容としましては、4m×7mの敷地をフェンスで囲って、土間コンを敷設し、3分割のコンクリート1本柱で、高さ25メートルの避雷針付きのものです。その先端部に、3本の送受信アンテナが設置される様式となっております。4ページの地図ありますけれども、公立多良木病院南側の職員駐車場から、約300メートル南東に位置する田に、農業用倉庫がありますが、そのすぐ西側に携帯電話無

線基地局設置のため転用するものです。携帯電話無線基地局の設置についての転用については、許可不要となっております。また、事業計画等の受理・審査は熊本県で行っております。市町村には、営農上の支障及び農業関係公共事業投資の有無等についての紹介があっており、意見書の照会が9月20日にありまして、町の農林振興課とも協議の上、9月24日に支障なき旨回答をしております。なお事業者からの事前打診は、今年1月頃から協議があっております。現地は農振農用地区域内ですが、地権者及び隣接者との協議も済んでいることを確認済みです。また、百太郎土地改良区域内ですが、土地改良区との意見協議も済んでいることを確認済み。これらの手続を踏み、事業者から今回、転用許可不要届が出ているものです。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第2号についての、発言のある方は挙手をお願い します。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

### 日程第4 議案第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は5ページからになります。今回は所有権移転1件、贈与1件の審議をお願いいたします。最初に申請番号8番ですが、資料は5ページから9ページになります。譲渡し人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、6筆で地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計2,989㎡となっております。移転する契約は所有権移転で、全体で150万円となっております。譲受け人は、申請地に三島柴胡や野菜を作られる予定です。次に、申請番号9番ですが、資料は10ページから14ページになります。譲渡し人、譲受人は共に、町内の個人の方で親子の関係になります。贈与による所有権移転で、田が3筆。面積は、合計4,847㎡となっております。相続時精算課税の適用対象となるものです。譲受人は、申請地に稲作を継続作付される予定です。生前一括贈与という制度もありますが、これにちょっと該当されないので、相続時精算課税を選択されると思います。贈与税の課税には、暦年、こよみ年の課税と相続時精算課税の2通りがありまして、一定の要件に該当する場合に、相続時精算課税を選択できます。贈与者が60歳以上、受贈者が20歳以上の贈与者の推定相続人である子又は孫となっておりまして、特別控除額が2,500万円となっております。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号8番の案件について11番委員の豊永委員より、申請番号9番の案件について6番委員の城本委員より報告をお願いします。
- ○11番委員(豊永 安茂君) 11番、豊永です。本日の現地調査の結果を報告いたします。資料は5ページから9ページになります。場所は、9ページの地図にありますように、南稜高校敷地の南西側になります。敷地から20mか30m位離れたところでございます。譲渡し人は、体が少し不自由でございます。ほかに作業を継続して、なされる方が居なくて、このままでは、荒れるのではないかなと心配されているようでございます。譲受人は、規模拡大をして農業の発展に寄与したいという考えがあるようでございます。ちょうどいい情報のタイミングではないだろうかと思います。皆さんの審議方お願いいたします。
- O6番委員(城本 康志君) 6番の城本です。資料は10ページからとなっております。場所が目立つところがありませんが、斉堂地区のあさぎりホーム、特老黒原荘それから南に、1キロぐらい登ったところです。開墾地区であります。譲渡し人、譲受人も、あさぎり町在住で、親子での譲渡となっております。別に問題

ないと思いますので、御審議方よろしくお願いします。

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇2番委員(橋口 丈一君)** はい。2番、橋口です。野菜を作られるという事ですが、あれじゃないですか ここはですね、売電のソーラーを西別府の方にも作ってます。ですから、これを見ればですね意外とまとま った土地ですから、将来的には売電になるんでないかな?という感じもしますが。彼の場合は1人でやって ますので、野菜をこれだけ作れるか。これ3反ぐらいですよね。ちょっと疑問に感じてはおります。売電の ことは何も聞いてませんか。ソーラーを設置すると言うことは聞いてないか。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 太陽光発電の設置云々とかいう話については、何も聞いてないです。
- **〇2番委員(橋口 丈一君)** 西別府の方には、住宅の前には設置してある。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 一応、三島柴胡とそれから三島柴胡と里芋ですかね。三島柴胡を作られる予定で、三島柴胡の研修会にも出席されているということは聞いておりますけど。それから、トラクターも1台購入予定ということで、
- **〇2番委員(橋口 丈一君)** まだ耕運機しかなかったですから、はい、わかりました。
- ○7番委員(藤本 勇二君) 補足説明といいますか本人がですね、あそこに三島柴胡を作りたいということで、事務局の方にも連絡をとって、そして研修会も、もう既に終えてるそうです。現在は町内の法人がですね、カライモを植えているところでございまして、この町内の法人が、もうできないということで、本人は車いすの状態ですので、管理ができないということで、どうしてももう売買をお願いしたいという事で、この筆は全部、譲受人の畑に全部つながっておりますので、彼がいいんじゃなかろうかという事で、お話をしたところです。親子でですね、野菜も作っておりますし、今度はそこに先ほど言ったように、三島柴胡を是非作りたいという事でございました。以上です。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ほかに何か、質疑・質問等ありませんか。ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。 原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号8番の案件については、原 案のとおり決定しました。次に、申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

**◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。 原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については、原 案のとおり決定しました。

### 日程第5 議案第2号 (13番)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。

- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、農地法第5条の許可申請について、説明をいたします。資料は 15ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたしますが、2番目の14番の議案につきまして は、議事参与制限の委員さんがあるため、先に申請番号13番の説明・審議・採決の後、14番の説明・審 議・採決としたいと考えますので御了承願いいたします。最初に申請番号13番ですが、資料は15ページ から22ページになります。転用する土地としましては、一筆で地目・現況ともに畑。転用面積が328㎡ となっております。18ページの地図をご覧頂きますと、申請地は高山運動公園から南へ約450m、主要 地方道人吉水上線の北250mの辺りになります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域除外地で ありまして、22ページの図面、これがですね、印刷した後にちょっと気付きまして。この黄色の部分が元 の農用地区域となりますが、今回、個別見直しが行われた関係でですね、申請地の北のほうに、ちょうど迫 地みたいな所がある部分がですね、農用地区域から除外をされた関係で、ここがですね、1種農地と判断し ておったんですが、除外エリアが広がった関係で、10ヘクタール未満の2種農地となりますので。資料は すいません1種農地と書いておりますけれども、農用地の個別見直しの結果、2種農地となっております。 仮に1種農地だとしても、不許可の例外の集落接続要件は満たしておりまして、2種農地ですので、個人住 宅の転用は可能です。移転する契約としましては、所有権移転の売買で、転用の目的は個人住宅の建築によ るものです。16ページから事業計画書、資金計画書。20ページに、金融機関の融資予定証明等を掲載を しております。申請人は、現在借家住まいをしていますが、家族6人での生活には手狭で、希望の間取りの 賃貸物件もなく、新たな住居の建築を計画をしたという事です。代替地も検討しましたが、建築に現地が最 適であることから選定をしており、許可相当と判断をしております。以上、申請番号13番の説明を終わり ます。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、20番の濱田委員より報告をお願いします。
- ○20番委員(濱田 定武君) はい、20番の濱田です。資料につきましては、いろいろ事務局の方から御説明がありました通り、18ページを見て頂きますと分かると思いますけれども、高山の運動公園から約400m位ですかね。の南側に位置する畑でございまして、周囲につきましては、ほとんど宅地等が建っておりまして、端に当たるわけでございますので、宅地としても適当なところではないかなあと思っております。全然畑でございますけれども、草がちょっと生えておる程度でございますので、転用で別に、ほかの農地にですね支障は無いと思います。現地調査をして参りました。御審議方よろしくお願い致します。以上です。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について申請番号13番の説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原案 のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号13番の案件については、 原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

### 日程第5 議案第2号 (14番)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 次に、申請番号14番の案件について審議を行いますが、この案件については1番委員の同居親族の方の、譲受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24

条の規定に基づき、議事参与の制限により、1番委員は当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

## (1番委員退席)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 申請番号14番について、事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、申請番号14番ですが、資料は23ページから29ページ左側にかけてになります。譲渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目・現況ともに田。転用面積が520㎡となっております。25ページの地図と26ページ左側の図をご覧下さい。申請地は岡原保育所から約800m、主要地方道錦湯前線の北100mの辺りです。申請地は農用地区域の除外地で、29ページの図面、黄色に着色されております部分が農用地区域で、申請地の側から連たんして農地が広がっておりまして、10ヘクタール以上の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、申請地は不許可の例外であります集落接続要件を満たしており、個人住宅への転用は可能です。移転する権利としましては無償の使用貸借で、転用の目的は個人住宅の建築によるものです。24ページから事業計画書、資金計画書。27ページに金融機関の融資予定証明を掲載をしております。申請人は現在アパート住まいですが、手狭となり、実家周辺で農業を営んでいることから、農作業効率を考え実家の隣に住宅の建築を計画いたしました。ほかに適当な代替地もないことから、許可相当と判断しております。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号14番の案件について、16番の落合委員より報告をお願いします。
- ○16番委員(落合 武士君) はい、16番の落合です。申請番号14番、資料は23ページから29ページになります。29ページの資料からですけど、岡原ライスセンターから南に約1キロ行ったところが、申請地になります。午前中の、現地調査で確認しましたが、周囲が宅地で、転用しても何の問題もないと判断しました。御審議方のほどよろしくお願いします。
- ②農業委員会会長(杉下 和治君) はい、農地法第 5 条の規定による許可申請申請番号 1 4番についての、 説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号 1 4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

#### (「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

#### (賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号14番の案件については、 原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。申請番号14番の審議が終了しましたので、1 番委員の入場を認めます。

#### (1番委員着席)

## 日程第6 議案第3号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第3号、農用地利用集積計画第10回についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画の決定について。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は31ページからご覧下さい。申請番号328番から3

37番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号338番から339番は、新規の賃貸借権の設 定です。申請番号339番から342番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号343番から344番 は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。資料32ページ左側をご覧下さい。申請番号345 番、それから346番は、新規の農地中間管理事業による賃貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る 分について説明をいたします。資料は32ページ右側からご覧下さい。今回の申請は7件で、申請番号62 番から65番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が借り入れをするものです。申請番号66番から、 68番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号62番の買 い入れ価格は、10アール当たり60万円です。申請番号63番の買い入れ価格は10アール当たり70万 円です。申請番号64番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号65番の買い入れ価 格は、10アール当たり14万4,649円です。申請番号66番の買い入れ価格は、10アール当たり7 1万7,500円です。申請番号67番の買い入れ価格は、10アール当たり71万7,500円です。申請 番号68番の買い入れ価格は、10アール当たり51万2,500円です。以上の件につきましては、農業 経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。続いて33ページから36 ページにかけまして、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せておりま す。なお申請位置図につきましては、61番から65番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わり ます。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画(第10回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画(第10回)についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。 これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第7回総会を 閉会いたします。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 御起立願います。礼。

閉会 午後2時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 12番 田崎 洋一郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 13番 多田 喜一郎